

町民、町長、職員の役割、責務等のたたき台

町民、町長、職員の役割、責務等

1. 町民

(町民の権利)

- 1 町民は、議会及び行政の保有する情報について知る権利を有します。
- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割と基本姿勢)

- 1 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
- 2 町民は、まちづくりの活動に関して、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力しあうよう努めます。
- 3 町民は、行政サービスを受けるために、必要な負担を分担するものとします。

【解説・考え方】

(町民の権利)

町民が有する権利について規定しています。

- 1 情報共有の原則に基づくものであり、町民がまちづくりに参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。
- 2 参加の原則に基づくものであり、町民が町の政策立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。
- 3 町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを規定しています。

なお、行政サービスを受ける権利は、地方自治法第10条第2項で、当該市町村の区域内に住所を有する者すなわち住民が等しく有する権利として規定されていますが、本条例では「町民」に町外からの通勤者や通学者等を含めています。このため、すべての町民がすべてのサービスを等しく受けられるものではありません。

(町民の役割と基本姿勢)

町民に対して、権利に伴う役割・基本姿勢を明らかにしています。

町民が権利を主張するだけでなく、その役割・基本姿勢を果たすことで、まちづくりは進みます。

町民は、町民自身がまちづくりの主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的にまちづくりに参加すること、まちづくりの活動に関する自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを規定しています。

【町民会議では】

まちづくりにおいては、情報共有、町民参加が大きな柱であり、これらを権利として規定することは町民会議委員の大方の意見でした。一方で、まちづくりにおいては、町民は権利だけ主張するのではなく、自らできることを果たしていくことが求められます。それをいかに理解してもらうか、そしてそのことを「役割」とするのか「責務」とするのか、あるいは別の表現とするのかは、さらに議論が必要です。

また、事業者について、別途規定してはどうかという意見が出される一方、「町民」の範疇に含まれており、敢えて別途規定する必要性はないという意見もあり、これもさらに議論が必要です。

2. 行政関係

(1) 行政

(行政の責務)

- 1 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を、誠実に管理執行しなければなりません。
- 2 行政は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行しなければなりません。
- 3 行政は、町民の意思を反映したまちづくりを行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携協力して事務を執行しなければなりません。

【解説・考え方】

行政の責務について規定しています。

行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や、法令等に基づく事務（法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務）を誠実に管理執行するとともに、町民の信託に基づく町政を最小の経費で最大の効果をあげるよう執行しなければならないことを規定しています。

また、行政は町民の意思をまちづくりに反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携協力して事務を執行することを規定しています。

(2) 町長（等）

(町長の責務)

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政を執行しなければなりません。
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、行政の課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 3 町長は、行政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進しなければなりません。

(就任時の宣誓)

- 1 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

- 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。

【解説・考え方】

町長の責務及び就任時の宣誓について規定しています。

(町長の責務)

- 1 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正で誠実に行政を執行することを規定しています。
- 2 町長は、職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などにより行政の課題に的確に対応できる職員を育成するなど、効率的な組織体制整備を図ることを規定しています。
- 3 町長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげるのか、などコスト意識に根ざした確かな経営感覚を持ち、健全な自治体経営を推進することを規定しています。

（就任時の宣誓）

この条例をまちづくりの基本ルールとして将来にわたり機能させ、町民からの信託に則した町政運営を担保させるため、町長が就任の際、宣誓することを規定しています。町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的としています。

なお、特別職である副町長及び教育長について、町長と同様に就任時に宣誓することを規定するかどうかは、さらに議論が必要です。

＜参考＞

一般職の自治体職員には採用時に服務宣誓が義務付けられています（地方公務員法第31条）が、町長を含めて、副町長、教育長などの特別職には服務宣誓の法律上の義務はありません。

（３）職員

（職員の責務）

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正で適正に職務を遂行し、町民との信頼関係の構築に努めなければなりません。
- 2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めなければなりません。
- 3 職員は、互いに横断的な連携を密にし、行政運営における各分野の基礎知識の習得に努めなければなりません。

【解説・考え方】

行政職員の責務について規定しています。

- 1 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立って、職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めることを規定しています。
- 2 職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題を発見しそれに対処するため、政策能力の向上に努めることを規定しています。
- 3 職員は担当する職務の分野に限らず、広い視野に立ち、職務を遂行することが必要です。
このため職員に、他分野の職員との連携を図るとともに、自らも各分野の基礎知識の習得に努めることを規定しています。

【町民会議では】

行政については、まちづくりの基本である情報共有と町民参加の推進、効果的・効率的な事務の執行、などについて意見が出されました。

町長については、町民から信託を受けたことに対し責任を誠実に果たすこと、職員を適正に指揮監督すること、自らの公約の実現に努めること、などの意見も出されました。

職員については、自己研鑽に努めること、町民との協働や連携を図ること、などについての意見も出されました。

